

## 大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社中国支社（以下、「乙」という。）は、大規模災害発生時等の相互協力について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合。
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態および緊急対処事態が発生した場合。
- （3）前2号に定めるもののほか、市民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時等の相互協力は、次に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の防災基地としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （4）災害情報等の共有
- （5）調査・復旧に対する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）予防保全に関する情報共有
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、前条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく協力に要する費用は、原則として協力を要請した者が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時等の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時からこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画又は立案をする防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。なお、期間満了1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月5日

甲 岡山市

岡山市長

大森 雅夫

乙 西日本高速道路株式会社

中国支社長

北村 弘和